

入札説明書に関する質問への回答

No	タイトル	記載箇所					質問	回答
		頁	数	数	(数)	記		
1	その他	5	第2	1	(2)		市道阪急沿線の解体および整備、何れも事業者が実施となっていますが、公園側の既設擁壁の撤去は事業に含まれないとの理解でよいのでしょうか。当該部分の解体着手時の引き渡し状況の詳細についてご教示下さい。	ご理解のとおりです。既設擁壁の解体は、別途大学事業者で実施することとなります。解体後、整地を行ったうえで市に引渡される予定ですが、具体的な時期は未定です。なお、現時点では大学敷地部分の解体工事完了は2026年4月末頃と聞いています。
2	契約保証金	22	第5	2	(2)	④	契約保証金として履行保証保険を締結する際に、SPCを設立しない場合には、当該保険料については建設工事費に含めて良いとの理解でよろしいでしょうか。	保険料については、その他費用として計上してください。

要求水準書に関する質問への回答

No	タイトル	記載箇所						質問	回答
		頁	数	数	(数)	記	数		
3	本事業のスケジュール	5	第1	4				各対象施設の引渡日について、詳細は貴市と協議決定となるため、記載の各引き渡し日を遅延しても遅延損害金等のペナルティは無いとの理解でよいでしょうか。	各対象施設の引渡日は、提案内容をもとに、事業契約締結時に市と協議の上定めるものとします。事業者の責めに帰すべき事由により、協議により定めた引渡予定日を遅延した場合には、事業契約書（案）第29条第3項の規定に基づき、遅延損害金が発生します。
4	本事業のスケジュール	5	第1	4				各フェーズごとの引き渡しにおいては、完成形での部分引渡しとの認識でよろしいでしょうか。	各施設の引渡しの際は、原則として本舗装等も含めた完成形での部分引渡しを受けます。ただし、引渡し後に本工事で使用する部分は、使用後に復旧してください。なお、仮舗装等暫定形での引渡しも可としますが、本事業で本舗装等完成形まで整備してください。詳細は、事業契約締結後の協議とします。
5	電気	12	第2	1	(2)			「プロムナードに設置されている関西電力柱は撤去を行う予定の為」とありますが、撤去工事は貴市で行われるとの理解で宜しいでしょうか。また、撤去時期をご教示願います。	ご理解のとおりです。撤去時期は関西電力との協議中ですが、本事業に影響のない時期を想定しています。
6	汚水	12	第2	1	(2)			汚水について、要求水準書に記載の通りシンボルプロムナード上の管に対象敷地内の汚水を全量を集約しても流下能力に問題が生じない（汚水幹線の増径は不要）という前提で計画をすればよいでしょうか。仮に、流下能力不足が生じた場合で、管の増径もしくは追加の管の敷設が必要となった場合は変更契約の対象として貴市にて費用等をご負担いただけるという理解で宜しかったでしょうか。	「要求水準書」「付属資料5 インフラ整備状況」の記載内容に基づき、現在の流下能力を考慮の上、計画してください。
7	汚水	12	第2	1	(2)			現況ではDB対象敷地東側の汚水（緑の広場や駐車場アクセス園路）は市道阪急沿線の下水道管へ流下しているように見られますが、市道阪急沿線側の管に接続するという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
8	汚水	12	第2	1	(2)			大学側の汚水計画は、本事業の汚水計画上は見込まないという理解で宜しかったでしょうか。大学側の汚水をシンボルプロムナード上の管に集約したことで処理が出来なくなった場合の追加に係る費用は変更契約の対象として貴市にて費用等をご負担いただけるという理解で宜しかったでしょうか。	ご理解のとおりです。

要求水準書に関する質問への回答

No	タイトル	記載箇所					質問	回答
		頁	数	数	(数)	記		
9	雨水	12	第2	1	(2)		雨水について、要求水準書に記載の通りシンボルプロムナード上の管に対象敷地内の雨水を原則集約しても流下能力に問題が生じない（雨水幹線の増径は不要）という前提で計画をすればよいでしょうか。仮に、流下能力不足が生じた場合で、管の増径もしくは追加の管の敷設が必要となった場合は変更契約の対象として貴市にて費用等をご負担いただけるという理解で宜しかったでしょうか。	「要求水準書」「付属資料5 インフラ整備状況」の記載内容に基づき、現在の流下能力を考慮の上、計画してください。参考資料8「雨水幹線現況排水区域図」を追加します。
10	雨水	12	第2	1	(2)		現況ではDB対象敷地東側の雨水（緑の広場や駐車場アクセス園路）は市道阪急沿線の下水道管へ流下しているように見られますが、市道阪急沿線側の管に接続するという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
11	雨水	12	第2	1	(2)		大学側の雨水計画は見込まないという理解で宜しかったでしょうか。大学側の雨水をシンボルプロムナード上の幹線に集約したことで処理が出来なくなった場合の追加に係る費用は変更契約の対象として貴市にて費用等をご負担いただけるという理解で宜しかったでしょうか。	ご理解のとおりです。
12	敷地及び敷地周辺の現況	12	第2	1	(2)		インフラ設備の整備については事業者責任において計画し、敷地外整備は管理者と協議とありますが、管理者が貴市となるインフラについては本件の貴市担当部署にも協議協力頂けるとの理解でよいでしょうか。また、貴市管理者側の事由により計画変更等が必要となった場合は、入札価格および工期の変更に関しご協議頂けるとの理解でよいでしょうか。	前段については、ご理解のとおりです。後段については、インフラに関連する協議により、増加費用を伴う設計・施工計画の変更が生じた場合は、事業契約書（案）第13条第4項第2号の記載に従い、事業者の負担とします。また、当該変更により工期の変更が発生する場合には協議に応じます。
13	整備に係る要求水準	13	第2	2			「設計は関係団体と調整の上進めることとする」とありますが、調整すべき関係団体をご教示願います。	主にスタジアム及び登山研修所に関係する競技団体を想定していますが、詳細は事業契約締結後にお伝えする予定です。
14	共通事項	16	第2	2	(1)	⑨ (A)	既存樹木の移植に努めることとありますが、移植樹には枯れ保証がないという理解でよろしいでしょうか。	移植については、枯れ保証はありませんが、土壌調査を行い、必要に応じて土壌改良を実施する等、樹木の生育に適切な植栽基盤を整備してください。

要求水準書に関する質問への回答

No	タイトル	記載箇所						質問	回答
		頁	数	数	(数)	記	数		
15	共通事項	16	第2	2	(1)	⑨	(A)	大学ゾーンを含めた公園全体で現状以上の樹木本数を確保することとしているとありますが、大学ゾーンの樹木本数をご教示ください。	「関西学院大学王子キャンパス 事業実施計画提案概要」「王子動物園サバンナゾーン・爬虫類館基本設計図面」等を参考に、事業者側で本事業範囲外の緑量を想定し、必要と考えられる樹木本数を提案してください。 参考資料10「王子動物園サバンナゾーン・爬虫類館基本設計図面」を追加します。
16	動線計画	17	第2	2	(1)	⑩		公園内の新たなモビリティを想定した提案については、提案のみに留め、提案内容の実施は貴市にて別途行われるという理解でよろしかったでしょうか。	ご理解のとおりです。
17	諸設備等	18	第2	2	(1)	⑫	(A)	「ウ)非常用電源や太陽光発電、かまどベンチ、マンホールトイレ(5基以上)等を整備すること」とありますが、事業者の提案という理解で宜しいでしょうか。	記載の内容は要求水準として必須です。記載のない追加の提案は認めます。
18	照明設備	19	第2	2	(1)	⑭	(C)	電球色(3,000K以下)を標準とし、適正照度の確保とありますが、適正照度とは水平面照度の基準またはその他の遵守する基準はありますか。	特に設定していません。 要求水準書記載内容を参考に、提案される内容に準じて、園内動線を考慮の上、園内に必要と考えられる適正な照明設備を計画してください。夜間景観として適切な照度、輝度、色温度、演色性の照明を使用し、光の質の向上を図ることとします。
19	照明設備	20	第2	2	(1)	⑭	(C)	阪急王子公園から市道野崎線への南北通り抜けを行うエリア(緑の広場・シンボルプロムナード)のうち、人が通行する部分については、(公社)日本防犯設備協会技術標準SES E 1901(防犯灯の照度基準)のクラスAの基準が設けられていますが、上記以外の部分について照度基準はありますか。	要求水準書記載内容を参考に、提案される内容に準じて、園内動線を考慮の上、園内に必要と考えられる適正な照明設備を計画してください。
20	共通事項	24	第2	2	(2)	①	ア	「ウ)既存の平面駐車場中心部にある2カ所の植栽帯にある大径木は、、、」とありますが、大径木の定義をご教示願います。	2カ所の植栽帯に位置する樹木(付属資料12「園内樹木等リスト」におけるNo.1298~1304)はいずれも幹回り100cm以上であり、原則保存活用の対象となりますが、個々の生育状況や、密集度合を考慮し、必要であれば間引きや新植等を含め提案してください。
21	各施設の要求水準	24	第2	2	(2)			緑の広場、みんなの広場、多目的広場の面積条件が見受けられませんが、事業者の提案という理解で宜しいでしょうか。	要求水準書並びに付属資料等を参照の上、必要要件を考慮した上で提案してください。

要求水準書に関する質問への回答

No	タイトル	記載箇所						質問	回答
		頁	数	数	(数)	記	数		
22	緑の広場	24	第2	2	(2)	①	ア	大学と一体となった高質で魅力的な空間を整備することとありますが、大学の配置計画図及び屋外計画図を提示していただけますか。	「関西学院大学王子キャンパス 事業実施計画提案概要」を参考にしてください。 大学ゾーンについて、今後、現在の提案内容を参考資料「施設計画図等」として入札参加者に提示します。当該内容を踏まえてご提案ください。なお、提示した提案内容は検討中のものであり、今後変更の可能性があると聞いています。
23	共通事項	24	第2	2	(2)	①	ア	王子公園駅等、周辺から公園内の各施設や大学への円滑なアクセス動線を考慮するとありますが、大学のエントランス位置をご教示ください。	「関西学院大学王子キャンパス 事業実施計画提案概要」を参考にしてください。 大学ゾーンについて、今後、現在の提案内容を参考資料「施設計画図等」「アクセス動線」として入札参加者に提示します。当該内容を踏まえてご提案ください。なお、提示した提案内容は検討中のものであり、今後変更の可能性があると聞いています。
24	広場	24	第2	2	(2)	①	ア	大規模なイベント開催における各種プログラム、パフォーマンス等に対応とありますが、想定人数（必要面積）をご教示ください。	現在の平面駐車場では、大規模イベントとして、灘区役所主催の「六甲ファミリーまつり」を開催しております。緑の広場においては、当イベントを参考にしつつも、玄関口にふさわしい優れた景観を形成し、日常の憩いとにぎわい創出に資するフレキシブルな利用を想定した提案を求めます。
25	園路等	25	第2	2	(2)	①	ア	(D) 園路等 ①動線 エ) 「動物園に向かうワクワク感を高める仕掛けの提案」とは事業者側から提案までを行い、提案内容の実施は貴市にて別途行われるという理解で宜しかったですでしょうか。	要求する仕掛けとは、常設された設え等を想定しています。提案した上で、市及び王子動物園と協議し、本事業で設置してください。
26	園路等	25	第2	2	(2)	①	ア	阪急王子公園駅・JR灘駅から動物園までの歩行者アクセス路を確保すること（6m）とありますが、敷地外は対象外と考えてよろしいですか。	ご理解のとおりです。 なお、王子公園駅西口から緑の広場へ直接アクセスできる歩道橋などの、歩行者アクセス路の検討を別途行っています。
27	共通事項	26	第2	2	(2)	①	イ	「オ」境界部の動物園柵については、全体を点検の上、必要に応じて補修、樹木の剪定を行うとともに全体を再塗装すること」とありますが、事業契約締結後の点検と理解しており、事業提案時のコストに含むことが難しいと考えられますが、追加費用としていただけるとの理解で宜しいでしょうか。	提案時点では動物園柵の塗装費を事業者にて見込んでください。

要求水準書に関する質問への回答

No	タイトル	記載箇所						質問	回答
		頁	数	数	(数)	記	数		
28	共通事項	27	第2	2	(2)	①	ウ	「王子スポーツセンター（体育館）の東側擁壁を西側に変更し～」とありますが、擁壁の撤去及び移設の費用は予定価格に含まれているという理解になりますでしょうか。	ご理解のとおりです。
29	共通事項	27	第2	2	(2)	①	ウ	弓道場へのアクセスできる動線とありますが、弓道場の出入口がわかる配置図等を提示していただけますか。	参考資料「弓道場配置・動線計画図」を追加します。
30	3X3コート	27	第2	2	(2)	①	ウ	3×3コートのフェンス内外の出入口を設置し、施錠可能なものとするのとありますが、鍵はどこに保管しますか。	契約締結後に協議により決定しますが、現時点ではスポーツセンター体育館や新スタジアム等の施設内で保管を想定しています。
31	共通事項	27	第2	2	(2)	①	エ	大型車両の駐車スペースを確保するとありますが、何台必要ですか。 ※要求水準書③スタジアムのP39にある（w）その他に示す観光バス3台（内1台は一時停車）及び動物園利用者の大型バス5台程度を想定とある、計8台分のスペースが必要でしょうか。 それによって、健康遊具の設置やスタジアム利用者の滞留空間の大きさに影響します。	スタジアム利用を想定した大型バス3台及び動物園利用の大型バス5台を、スタジアム東側の外構に設けてください。なお、駐車台数の兼用は可とします。これら以外の駐車スペースは想定していません。要求水準書を修正します。
32	降車スペース	28	第2	2	(2)	①	オ	「立体駐車場の南側と大学敷地の間に大型バスの降車スペースを整備すること」とありますが、当該敷地はDB事業対象敷地内で整備するという理解になりますでしょうか。 大学敷地側に入っても良いのでしょうか。	一括発注対象範囲内での整備を計画してください。
33	降車スペース	28	第2	2	(2)	①	オ	「立体駐車場の南側と大学敷地の間に大型バスの降車スペースを整備すること」とありますが、当該スペースは駐車場の暫定供用時から整備する必要がありますでしょうか。当該スペースの供用開始時点をご教示願います。	立体駐車場の暫定供用時は、大型バスは降車スペースの確保が困難であると考えており、駐車場入り口完成後（完成形）の供用開始を想定しています。
34	園路	28	第2	2	(2)	①	オ	駐車場への園路機能について、車両幅員3.0m、歩行者が通行できる遊歩道の幅員は5.5mとありますが、片側 5.5mまたは両側に（例えば、3.5mと2.0m）に幅員を確保してよろしいですか。	遊歩道の幅員のうち2.5m部分は緊急時に車両が通行できるよう計画していただければ提案は可能です。

要求水準書に関する質問への回答

No	タイトル	記載箇所						質問	回答
		頁	数	数	(数)	記	数		
35	園路	28	第2	2	(2)	①	オ	防護柵やボラード等、交通安全対策と景観に配慮した歩車分離を行うとありますが、緊急車両の幅員(7.5m)を確保するために、ボラード等は脱着式または埋込式にして整備する必要がありますか。	一般の来園車両が通行する部分(3.0m)と遊歩道(5.5m(中原橋以北の遊歩道の幅員は3.5m))の間はボラード等の歩車分離を求めています。形状の指定はありません。適切な分離方法や使用資材の仕様等についてご提案ください。
36	降車スペース	28	第2	2	(2)	①	オ	立体駐車場の南側と大学敷地の間に、大型バスの降車スペースを整備するとありますが、何台分のスペースが必要ですか。また、バス利用者の一定数滞留できる空間とはどの程度の大きさが必要ですか。	3台程度想定しております。降車後、王子動物園に安全かつ円滑に移動できるよう計画してください。
37	物販店	31	第2	2	(2)	②	(E)	「イ)飲み物を販売出来るよう給水・排水設備を設けること」とありますが、必要な容量や箇所数をご教示願います。	メインゲート/北ゲートそれぞれに各1か所計画してください。ドリンクやテイクアウト料理を提供できるテナントを想定しており、これらに見合った規模をご提案ください。
38	観覧関係施設	34	第2	2	(2)	②	(E)	メインスタンドと北側スタンドの組合せに幅がありますが、厳格に総数3000席以上を整備しないと要求水準未達となるのでしょうか。	ご理解のとおりです。
39	動線計画	34	第2	2	(2)	③	(D)	「カ)関係者駐車場は、、、こと」とありますが、必要台数をご教示願います。	スタジアム利用を想定した大型バス3台としてください。
40	観覧関係施設	34	第2	2	(2)	③	(E)	ア)観客席数3000席ほかの条件について、車いす利用者用座席数も含めて確保できていれば宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
41	観覧関係施設	34	第2	2	(2)	③	(E)	「エ)屋根・壁・吸音材による防音対策を実施すること」とありますが、境界上で55dB以下の条件を満たせば、屋根や壁、吸音材は提案によるものとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
42	競技用放送設備	37	第2	2	(2)	③	(O)	STI評価で0.45以上と記載がありますが、STI評価は屋内施設での評価のため、屋外観覧席は対象外との理解でよろしいでしょうか。	STIは音声明瞭度を評価する単位であり、屋内・屋外を問わず、原文のとおり評価をお願いします。

要求水準書に関する質問への回答

No	タイトル	記載箇所						質問	回答
		頁	数	数	(数)	記	数		
43	その他	39	第2	2	(2)	③	(W)	「オ)競技エリア内に物資搬入を想定し10トントラック等の出入口を2カ所設けること」とありますが、2カ所設けることの意図をご教示願います。また、2カ所設けることが必須条件である場合、離れた位置での確保を求められておりますでしょうか。	災害時の円滑な物資搬入のため、入口と出口を分けることを想定していますが、円滑に車両の出入りが可能な場合は1箇所の提案も可とします。要求水準書を修正します。
44	仕様等	42	第2	2	(2)	④	(B)	「セ)登山研修所入口付近に、車両転回及び管理用車両の駐車スペースを確保すること」とありますが、管理用車両の駐車台数をご教示願います。	駐車台数は5台程度を想定してください。なお、車両転回のスペースと兼用することは可とします。
45	仕様等	42	第2	2	(2)	④	(B)	落下試験・確保訓練棟の機能を確保できていれば、支持方法や構造体等含め、事業者の提案によるものと考えてよろしいでしょうか。	要求水準書等に記載の内容に基づき、提案をしてください。なお、設計業務において、改めて(B)エ)のとおり競技団体の意見を踏まえることとなります。
46	共通	43	第2	2	(2)	⑤	(A)	入出場ゲート・歩行者用出入口以外の1階部分は人の出入りを防止する措置をもうけることとありますが、H=1,800程度の塀でも問題ありませんでしょうか。	施設のセキュリティや景観などに配慮の上、計画を検討してください。
47	共通	43	第2	2	(2)	⑤	(A)	整備する立体駐車場におけるバイク置場(50cc超の普通自動二輪・大型自動二輪)の駐車場はどこに設定しますか。また、原付(50cc以下)については、駐輪場に設定しますか。	現時点で、公園内での自動二輪車及び原付の駐車位置や台数は想定していませんが、事業者が提案する場合には、管理のしやすさ、安全性等に配慮したものにしてください。なお、実現可能性については、運用面等を踏まえ公園管理者等との協議が必要となります。
48	共通	44	第2	2	(2)	⑤	(A)	各階 各エリア 各車室での満車・空車表示は事業者の提案によるものとする。となってますが、提案する場合は今回の費用に見込むということでしょうか。	整備費用として適切にお見込みください。
49	共通	44	第2	2	(2)	⑤	(A)	「ア)壁面緑化を計画すること」とありますが、①方針等の記載では、「壁面緑化を提案する場合」とあります。壁面緑化は事業者の提案という理解で宜しいでしょうか。	六甲山の山並みを背景とした公園全体の景観と調和するよう、壁面緑化も含めた景観に配慮した提案としてください。要求水準書を修正します。

要求水準書に関する質問への回答

No	タイトル	記載箇所						質問	回答
		頁	数	数	(数)	記	数		
50	市道阪急沿線	45	第2	2	(2)	⑥	ア	市道拡幅部分には擁壁がありますが、擁壁の撤去は本事業に含まれないという認識で宜しかったですでしょうか。また、バス停や電柱、信号の撤去は別事業で実施される旨が記載されていますが、どのような状態でDB事業側に引き渡されるのでしょうか。（拡幅対象部分の舗装等が全て剥がされた状態でしょうか。）引き渡しの時期はいつを想定されていますでしょうか。	前段については、ご理解のとおりです。既設擁壁の解体は、別途大学事業者で実施することとなります。解体後、整地を行ったうえで市に引渡される予定ですが、具体的な時期は未定です。なお、現時点では大学敷地部分の解体工事完了は2026年4月末頃と聞いています。後段については、本事業の工程にあわせて撤去・移設時期を調整する予定です。
51	市道阪急沿線	45	第2	2	(2)	⑥	ア	市道拡幅の対象延長は参考資料01_施設別検討図【35市道阪急沿線】の平面図通りで宜しかったですでしょうか。	ご理解のとおりです。
52	その他	45	第2	2	(2)	⑥		諸室リストにおいて示されている面積以外の各諸室面積及び各建物の延床面積（登山研修所以外）、建築面積は法的に問題ない範囲で事業者側の提案内容によるとの認識で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
53	天城橋・中原橋	46	第2	2	(2)	⑥	イ	架け替え後の2橋は既存の天城橋及び中原橋と同程度の仕様になると思いますが、架け替えの目的及び課題は何になりますでしょうか。	下部工がパイルベント形式のため耐震性能がないと判断しており、架け替えが必要であると考えています。現場状況を踏まると、工法の選定が課題であると考えています。例えば、下部工の補強は施工の影響範囲が大きくなるため、門型カルバートも含めた橋梁の架け替えが考えられます。なお、天城橋は駐車場からの出口としても利用できることを想定しております。これらを勘案の上、効率的・経済的な提案を求めます。
54	用途	46	第2	2	(2)	⑥	イ	橋梁の撤去時及び新設時に青谷川左岸線の道路を規制しても宜しいでしょうか。施工上の制約条件をご教示願います。	公園側からの施工を主にするなど、交通規制の規模や期間については、最小限となるよう計画してください。規制方法については、関係機関との協議によるため、信号機の移設など必要な経費は計上してください。
55	天城橋・中原橋	46	第2	2	(2)	⑥	イ	天城橋下部工の橋台はパイルベント橋台となりますが、撤去時に大型のクレーン等が必要になる可能性が考えられます。青谷川左岸線を規制したうえでの施工は可能でしょうか。	公園側からの施工を主にするなど、交通規制の規模や期間については、最小限となるよう計画してください。規制方法については、関係機関との協議によるため、信号機の移設など必要な経費は計上してください。
56	「程度」という記載について	46						要求水準に記載の数量、面積等において、「程度」とある場合の範囲の制限はありますか。（何%内外など）	特に基準は設けていません。求められる性能を確保できる、逸脱しない範囲で計画を検討してください。

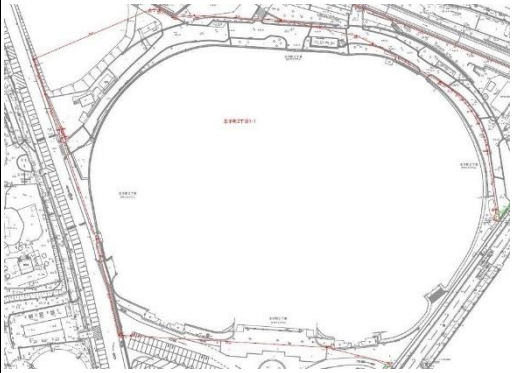
要求水準書に関する質問への回答

No	タイトル	記載箇所						質問	回答
		頁	数	数	(数)	記	数		
57	「(本市との)協議の上決定」という記載について	47						要求水準には「(本市との)協議の上決定」という文章が散見されますが、提案内容を大幅に変更しないといけない検討や工事が発生した場合は、設計費や工事費の追加予算を見込んでいただけたらとの理解で宜しいでしょうか。	市の指示又は請求(事業者の責めに帰すべき事由に起因する場合を除く。)により、費用変更を伴う設計・施工計画の大幅な変更が発生した場合には、当該変更に係る費用の増減は、市と事業者で協議を行い、その合意に基づき、費用を精算するものとします。
58	各種申請及び関連業務	48	第3	1	(5)	②		「本業務については、神戸市都市景観条例に基づく景観アドバイザー専門部会、公共空間デザインアドバイザー専門部会など本市が指定する有識者等によるデザインや植栽に関する調整の場へ付議し、その意見を反映するものとする。対象とする専門部会等の詳細は、契約後に本市と協議の上、決定することとする。」とありますが、意見を反映することに伴い、建設費等が増加する場合は、当該増加費用は市が負担するとの理解でよろしいでしょうか。	市の指示又は請求(事業者の責めに帰すべき事由に起因する場合を除く。)により、費用変更を伴う設計・施工計画の大幅な変更が発生した場合には、当該変更に係る費用の増減は、市と事業者で協議を行い、その合意に基づき、費用を精算するものとします。
59	エントランス広場	30	第2	2	(2)	②	(C)	要求水準に「メインゲートより動物園敷地側にエントランス広場(3700㎡程度を想定)」と記載がありますが、貴市から受領したCADで計測する限り、エントランスゾーン全体で3600㎡程度となっています。ゲートや建物も含めてエントランスゾーンで3700㎡程度確保すると考えてよろしいでしょうか。	ゲート・建物を除いたエントランスゾーンで3,600㎡を確保してください。要求水準書を修正します。
60	工事監理に係る業務	57	第3	3				工事監理業務における、建築と土木の分けをご教示願います。	入札説明書等に関する質問(手続きに関する質問)に対する回答No.3をご参照ください。
61	大学敷地について							大学敷地への車両進入口はどこになりますでしょうか。DB事業対象内の駐車場アクセス園路は大学関係車両と兼用になりますでしょうか。	「関西学院大学王子キャンパス 事業実施計画提案概要」を参考にしてください。 大学ゾーンについて、今後、現在の提案内容を参考資料「施設計画図等」として入札参加者に提示します。当該内容を踏まえてご提案ください。なお、提示した提案内容は検討中のものであり、駐車場アクセス園路に沿った形で整備するなど変更の可能性があるかと聞いています。
62	変更契約の対象について							大学側の整備内容や動物園側の整備内容によって計画変更の必要性が生じた場合、変更契約の対象として貴市にて費用等をご負担いただけたらという理解で宜しかったでしょうか。	入札説明書等に示す条件から予期できない事情により、提案内容及び入札説明書の変更が必要になった場合は、事業契約書(案)第13条に基づき、契約金額の変更について協議します。

要求水準書に関する質問への回答

No	タイトル	記載箇所						質問	回答
		頁	数	数	(数)	記	数		
63	別紙一覧							<p>入札説明書等および付属資料等、入札時の貴市提供資料では予期できない事情により、事業着手後に提案内容の変更が必要となった場合には、入札価格および工期の変更にしご協議頂けるとの理解でよいでしょうか。</p>	<p>入札説明書等に示す条件から予期できない事情により提案内容及び入札説明書等の変更が必要になった場合は、事業契約書（案）第13条に基づき、契約金額の変更及び工期の変更にしご協議します。</p>

要求水準書別紙（付属資料・参考資料）に関する質問への回答

No	タイトル	記載箇所						質問	回答
		頁	数	数	(数)	記	数		
64	付属資料4（現況測量図）							<p>大学敷地との境界線は「現況測量図」の下図赤線という理解で宜しかったでしょうか。</p> 	ご理解のとおりです。
65	付属資料9（成果物一覧）	1						<p>土木の区分に「その他」とありますが、「その他」に含まれている対象の想定は何になりますでしょうか。</p>	ご提案によります。
66	付属資料9（成果物一覧）	1						<p>土木の区分に「水路等」とありますが、「水路等」とは具体的に何を指しますでしょうか。</p>	ご提案によります。
67	付属資料9（成果物一覧）	2	1	エ	⑥			<p>「その他付帯施設設計図書」とありますが、その他付帯施設の貴市の想定をご教示願います。</p>	ご提案によります。
68	付属資料9（成果物一覧）	4	2	エ	⑥			<p>「その他付帯施設設計図書」とありますが、その他付帯施設の貴市の想定をご教示願います。</p>	ご提案によります。
69	付属資料11（諸室リスト）							<p>各諸室について、室面積の制限はありますでしょうか。（何%内外など）</p>	特に基準は設けていません。求められる性能を確保できる、逸脱しない範囲で計画を検討してください。
70	付属資料11（諸室リスト）							<p>諸室リストにメインゲート、サブゲートそれぞれにゲート500㎡、100㎡との記載がありますが、ゲートの屋根下の面積が記載の面積が必要ということでしょうか。 上記の理解であった場合、No. 59にも影響しますが、エントランス広場3700㎡の確保が困難になります。</p>	<p>前段についてはご理解のとおりです。 後段については、ゲート、建物を除いたエントランスゾーンとして3,600㎡を確保してください。要求水準書を修正します。</p>

要求水準書別紙（付属資料・参考資料）に関する質問への回答

No	タイトル	記載箇所						質問	回答
		頁	数	数	(数)	記	数		
71	付属資料11（諸室リスト） 付属資料14（王子動物園の配置/ 動線イメージ）							諸室リストの物販100㎡、ゲートで100㎡確保すると貴市で想定されているサブゲートのエリアを超えてしまいますが、範囲の見直しは提案によるものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
72	付属資料17（歩行者の導線確保）							現在公園を活用されている近隣住民の配慮として、施工時における園路内のメイン通路（シンボルプロムナード）の切り廻しについて確保すべく歩行者通路を添付資料17に図示願います。	原則として、付属資料15に示す動線は工事期間中も確保することとします。なお、詳細は工事計画に基づき、協議の上決定するものとします。

様式集に関する質問への回答

No	対象資料	タイトル	質問	回答
73	様式集 (Word)	施設計画に関する図面等(p9)	「各施設ごとに図面-8～図面-19を作成」とありますが、各施設とは、スタジアム、登山研修所、立体駐車場、メインゲート、北ゲートを示すとの理解で宜しいでしょうか。	スタジアム、登山研修所、立体駐車場、メインゲート、北ゲート、屋外トイレを対象とします。様式集 (Word) を修正します。
74	様式集 (Excel)	様式6-2	様式集 (Excel) の様式6-2「入札提案書類確認書」の中に6-4「基礎審査リスト」の記載がありますが、Excelシートが見当たりません。また、様式集 (Word) の第2提出書類一覧6(1)提案審査に関する提出書類にも「基礎審査リスト」の記載がありません。様式集 (Word) の記載を正とすればよろしいでしょうか。	様式集 (Word) の記載を正とします。様式6-2を修正します。
75	様式集 (Excel)	様式6-4	様式6-4において、「建設業務費等について、支払区分ごとに対象施設を提案すること」とありますが、履行保証保険をSPCではなく建設企業が付保する場合、当該保険料については、建設業務費A～Fどの区分に含めるかは事業者の提案によるとの理解でよろしいでしょうか。	履行保証保険料の記載欄は事業者の提案によりますが、記載箇所が分かるよう明記してください。
76	様式集 (Excel)	様式6-4	設計業務費、建設業務費、工事監理業務費については、A～Fの6区分がありますが、例えばA～Eの5区分のみとする提案も可能との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
77	様式集 (Excel)	様式6-7	様式6-7において、「4 その他費用」がありますが、SPCを組成しない場合、履行保証保険の保険料が該当すると考えますが、様式6-4～6-6・6-8においては、「その他費用」を記載する欄がないため、様式6-4～6-6・6-8においては、建設業務費に追加すればよろしいでしょうか。	保険料等は「その他費用」に計上してください。様式6-4～6-6・6-8を修正します。
78	様式集 (Excel)	様式6-9	SPCを組成せず、資金調達も行わない場合は、本様式は提出不要との理解でよろしいでしょうか。	資金調達を行わない旨を欄外等に記載し、空欄のままご提出ください。
79	様式集 (Excel)	様式6-9	SPCで参加しない場合は、「投資計画及び資金調達計画書」は不要との認識でよろしいでしょうか。 (添付書類「金融機関からの関心表明書等」も不要との認識でよろしいでしょうか。)	資金調達を行わない旨を欄外等に記載し、空欄のままご提出ください。また、添付書類「金融機関からの関心表明書等」の提出は不要です。

様式集に関する質問への回答

No	対象資料	タイトル	質問	回答
80	様式集 (Excel)	様式7-2	本事業は、割賦払いがなく割賦金利もないことから、「⑥入札価格のうち消費税の非課税分」の欄は「ゼロ」で、「⑤入札価格のうち消費税の課税対象分」及び「⑦入札価格のうち消費税の課税対象分(⑤)に係る消費税」の欄を記載するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。様式7-2を修正します。
81	様式集 (Excel)	様式7-1	入札書(様式7-1)及び入札価格内訳書(様式7-2)を入れる封筒について、封筒の記載方法・封印方法を図示・記載したものをご提示頂くことは可能でしょうか。	様式7-3を追加します。提示の様式を参考に作成してください。
82	様式集 (Excel)	様式7-1	入札書の代理人の欄ですが、入札に立ち会いする者(復代理人)を記載する必要がありますでしょうか。その場合、代理人(支店長)から復代理人への委任状(様式4-10)を入札時に提出するとの認識で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
83	様式集 (Word)	様式12-2	事業期間が長期に亘るため、発注を予定していた市内企業側の業務繁忙による辞退や会社統廃合、倒産等により、提案書記載の発注額を達成できない場合も想定されます。このような予期できない事情により発注予定額に変更が生じた場合にはご協議頂けるとの理解でよいでしょうか。	予期できない事由により、発注予定先への発注ができない場合には、協議に応じます。ただし、他の市内企業への発注等、代替手段での予定額の遵守に努めてください。
84	様式集 (Word)	様式12-3	上記と同様に、予期できない事情により地域資源の活用計画に変更が生じた場合にはご協議頂けるとの理解でよいでしょうか。	予期できない事由により、地域資源の活用計画に変更が生じた場合には、協議に応じます。ただし、他の代替手段等での提案の履行に努めてください。
85	様式集 (Word)	様式12-3	「以下の表を参考にして」とありますが、「以下の表」が記載されていないと思われるため、表内容をご教示ください。	様式12-3を修正します。

事業契約書（案）に関する質問への回答

No	タイトル	記載箇所						質問	回答
		頁	条	項	号	記	数		
86	用語の定義	2	2		(19)			基本設計図書等の定義は、14条5項の定義でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。事業契約書（案）第2条第1項第19号を修正します。
87	用語の定義	2	2		(14)			備品等の定義はこれで正しいでしょうか（27条1項をみても定義がないようです。25条にも定義されていないようです。）。	備品等の定義は、入札説明書等に示す、本契約に基づき事業者が調達する什器・備品をいうものとしします。事業契約書（案）第2条第1項第14号を修正します。
88	用語の定義 契約保証金	2	2 9		(13)			①施設整備費等の定義は、34条1項には規定がなさそうですが、何条になりますでしょうか（32条にも特に定義はないと思われまます。）。別紙4の設計業務費、建設業務費、工事監理業務費の総額という理解でよろしいでしょうか。この理解が正しい場合、この総額には、消費税相当額は含まれているのでしょうか。 ②施設整備費等の総額は、契約金額と同額になりますでしょうか。異なる場合は、違いもご教示下さい。	①施設整備費等の定義は本契約に基づく業務に係る対価をいい、別紙4の設計業務費、建設業務費、工事監理業務費、その他費用により構成されます。また、施設整備費等には消費税及び地方消費税の額を含むものとしします。事業契約書（案）第2条第1項第13号を修正します。 ②施設整備費等の総額は、契約金額と同額になります。事業契約書上の表現を「施設整備費等」に統一します。
89	本事業の概要及び日程	3	3	3				日程変更時に協議開始から3か月以内に協議が整わないときは、貴市が決定することとなっておりますが、変更後の日程は本事業に通常必要と認められる期間に比して著しく短い日程にならないとの認識でよろしいでしょうか。	日程変更に係る市と事業者の協議が整わない場合については、協議内容を踏まえて、合理的と認められる範疇で市が設定します。
90	事業者の目的及び第三者への業務委託等	4	4	14				JVは、29条に基づく本施設の引渡し終了後、市の事前の書面による承諾なく解散してもよろしいでしょうか。	本施設の引渡し後も、市の事前の書面による承諾なく解散することは認めません。
91	本事業関連書類の遵守	5	6	2				優先順位については、①本契約②入札説明書等③要求水準書④提案書となっておりますが、質疑回答及び対話結果は①本契約の次になるとの認識でよろしいでしょうか。また、②入札説明書「等」となっていますが、入札説明書以外の書面として何が含まれているのでしょうか。	事業契約書（案）第6条第2項に定める優先順位については、ご理解のとおりです。入札説明書等の定義については、第2条第1項第22号をご参照ください。
92	本事業関連書類の遵守	5	6	2				①参考資料の定義がないのですが、入札説明書等のうち、どの資料が参考資料になるのでしょうか。 ②参考資料はどのような扱いになるのでしょうか。	①参考資料は、要求水準書の別紙のうち「参考資料」が該当します。 ②参考資料は、本事業の提案及び実施において、参考とするものとし、要求水準を構成しません。一方、付属資料は、本事業の提案及び実施において、資料に提示した条件は要求水準となります。

事業契約書（案）に関する質問への回答

No	タイトル	記載箇所						質問	回答
		頁	条	項	号	記	数		
93	許認可等及び届出等	5	6	4				「提案書において入札説明書等を満たしていない部分(以下「未充足部分」という。)のあることが判明した場合、事業者は、自己の費用で、本事業の遂行に悪影響が生じない措置を講じて、未充足部分につき入札説明書等を充足するために必要な設計変更その他の措置を講じ、提案書を訂正しなければならない。」とありますが、要求水準書で客観的な指標が提示されていない場合、要求水準未達の判断は、要求水準書が定める水準及び仕様から一般的に読み取れる内容を明らかに充足していない場合において、市の主観のみで行わず、事業者との協議等の合理的な手順を経た上で判断されるとの理解でよろしいでしょうか。	入札説明書等から合理的に読み取れる範囲については、市が判断を行います。事業者とも協議の上、対応します。
94	本事業関連書類の遵守	5	6	4				未充足部分については、提案・質疑・対話等において、貴市が確認・了解したものについては、事業者負担の対象外との認識でよろしいでしょうか。	質疑・対話において、市が予め確認・了解したものは未充足部分と認めません。提案書については、審査の過程で未充足部分が発見された場合は失格になります。なお、審査の過程において、未充足部分を市が確認できなかったことをもって、市による未充足部分の不存在を確認したことになりません。
95	本事業関連書類の遵守	6	6	5				選定委員会が提案書に関して述べた意見他市からの要望事項を尊重するために遂行した費用については、貴市負担との認識でよろしいでしょうか。	選定委員会からの意見が入札説明書等を逸脱する場合には、費用負担について協議に応じます。
96	契約保証金	7	9	1				施設整備費等の合計額は、税込み金額との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
97	契約保証金	7	9	1				市を被保険者とする履行保証保険を事業者（JV）ではなく、建設企業が保険契約者となり締結することも可能との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
98	契約保証金	7	9	5				施設整備費等が少しでも増額されると、常に契約保証金額の増額も行わなければならないのでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、引渡し完了している費用については、減額の協議に応じます。
99	事前の調査及び近隣住民等との調整	8	11	3				調査業務について、事業者が善管注意義務を果たしていた場合、事業者負担は免れるとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
100	事前の調査及び近隣住民等との調整	9	11	3				現時点において、近隣住民、環境に関して、問題となっている点はございませんでしょうか。	市として適切に事業を進めているところです。今後、問題が発生した際には、事業契約書（案）第11条等に基づき、市と事業者において相互に必要なリスクを負うものとなります。

事業契約書（案）に関する質問への回答

No	タイトル	記載箇所						質問	回答
		頁	条	項	号	記	数		
101	事前の調査及び近隣住民等との調整	9	11	4				近隣住民等との調整の不調による日程の変更には応じて頂けるとの認識でよろしいでしょうか。	事業者が必要な調整を行った上でなお調整が整わなかった場合には、事業契約書（案）第3条第3項に基づき、協議の上で変更を認めます。
102	事前の調査及び近隣住民等との調整	9	11	4 5				近隣住民等とありますが、本事業それ自体に起因して大学整備側とトラブル等になった際には貴市が大学等と協議調整されるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
103	事前の調査及び近隣住民等との調整	9	11	4 5				事業者に課す「合理的範囲内での協力」の詳細についてお示し下さい。	事業契約書（案）第11条第5項において事業者に求める合理的範囲内での協力については、発生した反対運動又は訴訟の内容にもよるため、具体的な内容は発生した事象に応じて依頼しますが、当該反対運動等への対応に必要な資料作成への情報提供等を想定しています。
104	本事業関連書類の変更	10	13	4	(2)			貴市以外の関係機関との協議により本事業関連書類を変更した場合について、事業者の責めに帰すべき事由で無ければ、費用増加・損害の負担は貴市との認識でよろしいでしょうか。	本項において、市以外の関係機関としてはインフラ事業者等を想定しており、当該機関等との協議により本事業関連書類の変更に伴い費用増加・損害は事業者の負担とします。なお、本施設の管理運営を行う団体は市とみなします。
105	本事業関連書類の変更設計に関する増加費用等の取	10	13 19	4 1				(2)において、「市以外の関係機関との協議」に基づく場合は事業者負担となっていますが、(3)の場合の費用負担は、市との協議により決定された内容に従う（2号は適用されない）と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
106	基本設計の実施	10	14	1				本契約締結後に基本設計を開始することとなっておりますが、仮契約後に事前調査業務等を実施することはできないとの認識でよろしいでしょうか。	事業契約に基づく債権・債務の発生は本契約締結後からとなります。本契約締結前に事業者にて業務の履行に向けた準備行為をすることを市は妨げませんが、当該行為によって発生する事象について、市は何ら責任を負いません。
107	基本設計の実施	11	14	4				「事業者は、市からの本施設の設計に関する意見を最大限考慮するものとし、市が基本設計に関して合理的な意見を述べた場合、事業者は、市と協議の上、市の当該意見に可能な限り従わなければならない。」とありますが、市からの意見を設計に反映させた場合に建設費等が増加する場合には、当該増加費用は市が負担するとの理解でよろしいでしょうか。	市の指示又は請求（事業者の責めに帰すべき事由に起因する場合を除く。）により、費用変更を伴う設計・施工計画の大幅な変更が発生した場合には、当該変更に係る費用の増減は、市と事業者で協議を行い、その合意に基づき、費用を精算するものとします。
108	基本設計の実施	11	14	7				16条は、15条でしょうか。	第15条が正となります。事業契約書（案）第14条第7項を修正します。

事業契約書（案）に関する質問への回答

No	タイトル	記載箇所						質問	回答
		頁	条	項	号	記	数		
109	基本設計の実施	11	14	4 5				市の意見を考慮した結果は、概算工事費に反映されるとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、提案時点からの市の指示等による増減額及びその詳細がわかる形で概算工事費を算出してください。概算工事費の費目や算出方法等の詳細は、事業契約締結後の協議により決定するものとします。
110	基本設計の実施 実施設計の実施	11	14 16	3				基本設計方針や実施設計方針の提出・承認時期については特に指定なしということでしょうか。	事業契約後の協議により設定するものとし、設計業務計画書に記載の上、提出して市の承諾を受けてください。
111	基本設計図書の提出及び確認	11	15	4				「市は、第2項の修正要求又は確認を行ったことを理由として、何らの責任を負うものではない。」とありますが、市の確認後、市の要望により基本設計内容を変更し、建設費等が増加する場合には、当該増加費用は市が負担するとの理解でよろしいでしょうか。	基本設計図書確認後、市の要望（事業者の責めに帰すべき事由に起因する場合を除く。）による基本設計内容の変更が発生し、事業実施に増加費用が発生する場合には、事業契約書（案）第19条第1項第1号の記載に従い、市の負担となります。
112	実施設計の実施	12	16	5				15条は、14条でしょうか。	第14条が正となります。事業契約書（案）第16条第5項を修正します。
113	実施設計図書の提出及び確認	12	17	4				「市は、第2項の修正要求又は確認を行ったことを理由として、何らの責任を負うものではない。」とありますが、市の確認後、市の要望により実施設計内容を変更し、建設費等が増加する場合には、当該増加費用は市が負担するとの理解でよろしいでしょうか。	実施設計図書確認後、市の要望（事業者の責めに帰すべき事由に起因する場合を除く。）による実施設計内容の変更が発生し、事業実施に増加費用が発生する場合には、事業契約書（案）第19条第1項第1号の記載に従い、市の負担となります。
114	設計の変更等	13	18	1				「事業者の提案」と「提案書」の意味する内容に違いますでしょうか。	内容に違いはありません。
115	設計に関する増加費用等の取扱	13	19	1	(3)			「王子公園再整備基本計画【全体編】に記載される大学ゾーンに影響する部分は市と協議の上、決定するものとする。」とありますが、大学ゾーンに影響する内容については事業者が提案時に見込むことができないため、大学ゾーンに影響し建設費等が増加した場合には、当該増加費用は市が負担するとの理解でよろしいでしょうか。	「関西学院大学王子キャンパス 事業実施計画提案概要」を参考にしてください。 大学ゾーンについて、今後、現在の提案内容を参考資料「施設計画図等」として入札参加者に提示します。当該内容を踏まえてご提案ください。なお、提示した提案内容は検討中のものであり、今後変更の可能性があるかと聞いています。 入札説明書等に示す条件から予期できない事情により、提案内容及び入札説明書等の変更が必要になった場合は、事業契約書（案）第13条に基づき、契約金額の変更について協議します。
116	設計の変更等 設計に関する増加費用等の取扱	13	18 19	1				16条及び18条は、15条及び17条でしょうか。	第15条及び第17条が正となります。事業契約書（案）第18条第1項及び第19条第1項を修正します。

事業契約書（案）に関する質問への回答

No	タイトル	記載箇所						質問	回答
		頁	条	項	号	記	数		
117	本施設の建設等	14	20	4	(3)			「王子公園再整備基本計画【全体編】に記載される大学ゾーンに影響する部分は市と協議の上、決定するものとする。」とありますが、大学ゾーンに影響する内容については事業者が提案時に見込むことができないため、大学ゾーンに影響し建設費等が増加した場合には、当該増加費用は市が負担するとの理解でよろしいでしょうか。	「関西学院大学王子キャンパス 事業実施計画提案概要」を参考にしてください。 大学ゾーンについて、今後、現在の提案内容を参考資料「施設計画図等」として入札参加者に提示します。当該内容を踏まえてご提案ください。なお、提示した提案内容は検討中のものであり、今後変更の可能性があるかと聞いています。 入札説明書等に示す条件から予期できない事情により、提案内容及び入札説明書等の変更が必要になった場合は、事業契約書（案）第13条に基づき、契約金額の変更について協議します。
118	本施設の建設等	14	20	3				これらの書類の提出期限は特にないということによろしいでしょうか。	第20条第3項に定める必要書類については、事業契約書別紙5に提出時期を追記します。
119	本施設の建設等	14	20	4	(2)			貴市以外の関係機関との協議により本事業関連書類を変更した場合について、事業者の責めに帰すべき事由で無ければ、費用増加・損害の負担は貴市との認識でよろしいでしょうか。	本項において、市以外の関係機関としてはインフラ事業者等を想定しており、当該機関等との協議により本事業関連書類の変更に伴い費用増加・損害は事業者の負担とします。なお、本施設の管理運営を行う団体は市とみなします。
120	本施設の建設等	14	20	6				条文が第3項となっていますが、第6項でよろしいでしょうか。 着手が遅れることによる違約金が設定されていますが、引渡遅延での違約金と二重での負担となりますので、削除頂けますでしょうか。または、3か月以上遅延した場合には違約金のみとして頂けますでしょうか。（違約金を超える損害がある時は、損害額を請求できることとなっておりますが、着手が遅れることによる損害とは何を想定されていますでしょうか。）	前段については、条項の番号を修正します。 後段については、着手が遅れた場合にも、引渡し時期は遅延しないことも想定されるため、違約金の設定は原案の通りとします。また、着手が遅れることによる損害について、具体的な想定はありません。
121	建設業務の進捗状況の報告 工事監理の実施等	15	21 22	1 3				工事月報と監理月報における「建設業務の工事監理の状況」の報告内容に違いはあるのでしょうか。	同一の報告内容を想定しているため、事業契約書（案）第21条第1項を修正します。
122	埋設物及び土壌汚染等による建設障害	16	23	1				電波障害について、事前調査等で把握できない事象に関しては、貴市負担として頂けますでしょうか。	原案のとおりとします。
123	解体撤去工事の確認	16	24					解体撤去工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律の適用対象でしょうか。その場合、同法13条の書面は別途市の方で作成の上、提示され、本契約とは別に記名押印を行うという理解でよろしいでしょうか。	適用対象です。同法第13条に基づく書面は事業者で作成し、市に提出が必要です。提出方法の詳細は落札者の決定後に別途お伝えする予定です。

事業契約書（案）に関する質問への回答

No	タイトル	記載箇所						質問	回答
		頁	条	項	号	記	数		
124	解体撤去工事の確認	17	24	4 5				事業者の責に因らず、合意事項の内容から逸脱し、貴市より是正要求を受けて是正した場合の増加費用については、貴市負担との認識でよろしいでしょうか。	合意事項の内容から逸脱し、市から是正要求を受けて是正した場合の増加費用は事業契約書（案）第31条の契約不適合責任の規定に従います。
125	解体撤去工事の確認 本施設の完成確認	18	24 27	7 8				33条で正しいでしょうか。	第31条が正となります。事業契約書（案）第24条第7項及び第27条第8項を修正します。
126	本施設の完成確認	18	27	4 5				事業者の責に因らず、合意事項の内容から逸脱し、貴市より是正要求を受けて是正した場合の増加費用については、貴市負担との認識でよろしいでしょうか。	合意事項の内容から逸脱し、市から是正要求を受けて是正した場合の増加費用は事業契約書（案）第31条の契約不適合責任の規定に従います。
127	本施設の完成の遅延	18	28	4				31条で正しいでしょうか。	第29条が正となります。事業契約書（案）第28条第4項を修正します。
128	本施設の完成の遅延 本施設の引渡し	19	28 29	4 3				引渡しが遅延した場合においては、遅延日数に法定利率を乗じた違約金のみとして頂けますでしょうか。それ以外の損害については、協議とさせて頂けますでしょうか。また、部分引渡しがあった時は、部分引渡し分に相応する請負代金額を控除した額で違約金を算出頂けますでしょうか。	前段について、引渡しの遅延に係る違約金及び損害の賠償は、原案のとおりとします。 後段について、市は施設の部分引渡しを要求水準としていないため、部分引渡しの有無に依らず、引渡しが遅延している本施設に係る施設整備費等（設計業務費、建設業務費、工事監理業務費及びその他費用）の合計額で違約金を算出します。
129	本施設の引渡し	18	29	1				26条は正しいでしょうか。27条でしょうか。	第27条が正となります。事業契約書（案）第29条第1項を修正します。
130	本施設の引渡し	18	29	2				29条は、27条でしょうか。	第27条が正となります。事業契約書（案）第29条第2項を修正します。
131	処分の禁止等	19	30	1				31条は、29条でしょうか。	第29条が正となります。事業契約書（案）第30条第1項を修正します。
132	契約不適合責任	20	31	1				「本施設」について契約不適合責任を負うとありますが、本施設に含まれていない解体撤去工事については契約不適合責任の対象外という理解でよろしいでしょうか。また、仮に、解体撤去工事について本条又は民法に基づき契約不適合責任を負う場合、その期間は、24条3項に基づく確認結果通知の日からということでしょうか。	前段について、解体対象施設についても、契約不適合責任の対象とします。事業契約書（案）第31条を修正します。 後段については、ご理解のとおりです。
133	契約不適合責任	20	31	1 2				履行の追完に過分の費用を要するときは、免除頂けますでしょうか。	履行の追完に過分の費用を要するときは、追完を免除します。事業契約書（案）第31条第1項に追記します。

事業契約書（案）に関する質問への回答

No	タイトル	記載箇所						質問	回答
		頁	条	項	号	記	数		
134	契約不適合責任	21	31	9				第4条9～11で連帯債務の規定がありますので、本条項は不要かと存じますが、必要でしょうか。	事業契約書（案）第31条第9項及び別紙3を削除します。
135	法令等の変更 不可抗力	23	35 36	3				法令等の変更又は不可抗力により設計業務費が増加した場合の負担はどのようにお考えでしょうか。	第19条第1項第4号により、法令等の変更又は不可抗力により本事業に係る費用が増加し、又は損害が発生した場合の取扱いは第6章の規定に従います。
136	建設業務の開始前の事業者の責めに帰すべき事由による契約解除等	26	38	3				違約金の該当条文が不明ですので、ご教示頂けますでしょうか。また、別途合意する違約金額を期間内に支払う場合においては、超過額の損害賠償請求は無いとの認識でよろしいでしょうか。	前段について、第20条第6項及び第29条第3項が正となります。事業契約書（案）第38条第3項を修正します。後段については、支払時期によらず、市が被った損害の額が事業者の支払った違約金の合計金額を超過する場合には、超過額について、合理的な範囲で事業者損害賠償請求を行います。
137	建設業務の開始前の事業者の責めに帰すべき事由による契約解除等 本施設引渡し前の事業者の責めに帰すべき事由による契約解除等	26	38 41	3				①契約を解除しない場合も、1項に規定する事由に該当した場合は違約金を支払う義務が生じるということでしょうか。契約違反によって発生した損害は50条に基づき請求できる（契約保証金から充当することも可能）はずですので、違約金については、契約を解除した場合に限定していただけないでしょうか。 ②引用条文は正しいでしょうか。	①第38条第3項に定める違約金は、第1項に規定する事由に該当した場合に、第2項の措置が取られた場合に発生します。ただし、第1項第7号に規定する事由の場合にあっては、契約解除がされない場合においても違約金が発生します。ただし、第4項のとおり、本契約及び取引上の社会通念に照らして、事業者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第3項の規定は適用しません。事業契約書（案）第38条第3項及び第41条第3項を修正します。なお、第50条は損害の賠償であって、違約罰ではないことにご留意ください。 ②引用条文については、No.136をご参照ください。
138	建設業務の開始前の事業者の責めに帰すべき事由による契約解除等 建設業務の開始前の市の責めに帰すべき事由による契約解除等 建設業務の開始前の不可抗力又は法令等の変更による契約の解除	26	38 39 40					設計業務の成果物の出来高買取は行われませんか。	設計業務の成果物の出来高買取は行いません。
139	建設業務の開始前の市の責めに帰すべき事由による契約解除等	27	39	1				「本契約上の重要な義務」に限定されていますが、催告解除でもありますし、38条との比較、当事者対等の原則を考慮し、「本契約上の義務に違反した場合」に変更して頂けませんでしょうか。変更頂けない場合、その理由をご教示下さい。	市が「本契約上の義務に違反した場合」とします。事業契約書第39条第1項に修正します。

事業契約書（案）に関する質問への回答

No	タイトル	記載箇所						質問	回答
		頁	条	項	号	記	数		
140	建設業務の開始前の市の責めに帰すべき事由による契約解除等	27	39	2				20条で正しいでしょうか。	第18条が正になります。事業契約書（案）第39条第2項第1号を修正します。
141	本施設引渡し前の事業者の責めに帰すべき事由による契約解除等	28	41	3				違約金の該当条文が不明ですので、ご教示頂けますでしょうか。また、別途合意する違約金額を期間内に支払う場合においては、超過額の損害賠償請求は無いとの認識でよろしいでしょうか。	前段について、第20条第6項及び第29条第3項が正となります。事業契約書（案）第41条第3項を修正します。後段については、支払い時期によらず、市が被った損害の額が事業者の支払った違約金の合計金額を超過する場合には、超過額について、合理的な範囲で事業者損害賠償請求を行います。
142	本施設引渡し前の市の責めに帰すべき事由による契約解除等	28	42	2				「本施設の出来高部分が存在する場合、市は、これを検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けることができる。」とありますが、基本的に市は出来高部分の引渡しを受けるとの理解でよろしいでしょうか。仮に出来高部分の引渡しを受けない場合には、事業者が実際に支出した費用等については、市が負担し、事業者を支払われるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
143	本施設引渡し前の不可抗力又は法令等の変更による契約の解除	29	43	2				「本施設の出来高部分が存在する場合、市は、これを検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けることができる。」とありますが、基本的に市は出来高部分の引渡しを受けるとの理解でよろしいでしょうか。仮に出来高部分の引渡しを受けない場合には、事業者が実際に支出した費用等については、市が負担し、事業者を支払われるとの理解でよろしいでしょうか。	No. 142をご参照ください。
144	市による任意解除	29	44					44条の場合は、設計図書及び本施設の出来高の買取は行われないのでしょうか。	現時点では、第43条と同様の対応を想定しています。
145	終了手続きの負担	29	45					市の責めに帰すべき事由による場合、法令等の変更若しくは不可抗力の規定が適用される場合、又は44条の場合は、45条の規定は適用されず、損害又は増加費用が発生した場合は、市に請求できる（不可抗力、法令等変更は6章が適用される）という理解でよろしいでしょうか。理解が正しい場合、その旨を明示していただけますでしょうか。	本条は、契約の終了事由に関わらず適用します。
146	知的財産権	33	49	8				市が損害の賠償を行うにあたっては事業者と協議頂きますようお願いいたします。	損害の賠償を請求する場合は、事前に事業者と協議の上、書面にて通知する予定です。
147	損害賠償	33	50					市の賠償義務についても明示していただけますでしょうか。明示できない場合、その理由をご教示下さい。	市の賠償義務についても事業契約書（案）第50条第3項として追記します。

事業契約書（案）に関する質問への回答

No	タイトル	記載箇所						質問	回答
		頁	条	項	号	記	数		
148	違約金等に係る利息の算定	34	53	1				第1項について、違約金を期間内に支払わない場合は、同じ料率で遅延日数分の違約金が増加されることとなるとの認識でよろしいでしょうか。記載している年5%の遅延利息は損害賠償にかかる料率との認識でよろしいでしょうか。また、第2項につきましても契約書頭書にあるとおり、対等な立場として、貴市が違約金（損害賠償）を支払わない場合は、第1項と同様に年5%の遅延利息が加算されるとの認識でよろしいでしょうか。	前段について、事業者が違約金を期間内に支払わない場合には、（超過日数/年間日数）×5%×違約金の額が課されます。本項は違約金の支払遅延に係る違約罰となります。後段について、第2項の記述は、第1項に記載のような違約金の支払遅延に係る違約罰ではなく、施設整備費等の支払いなどの金銭の支払遅延に係るものです。
149	違約金等に係る利息の算定	34	53					市と事業者に適用される利率を同率にしていただけないででしょうか。もし不可能な場合、利息について、市と事業者の遅延で、適用利率が異なる理由をご教示下さい。また、異なる利率を採用される場合も、民法改正に伴い、1項については、5%ではなく、3%に変更して下さい。	No. 148をご参照ください。なお、年5%の設定は、民法に定める割合ではなく、市の工事発注において定める割合となるため、原案のとおりとします。
150	別紙4 施設整備費等の支払方法	41		1				施設整備費等は、毎事業年度の出来高による請求ができるようですが、①前払は不可という理解でよろしいでしょうか。②区分毎の上限金額、各年度毎の上限金額は存在するのでしょうか。存在する場合、上限金額をご教示いただけますでしょうか。存在しない場合、すべて事業者提案内容によるという理解でよろしいでしょうか。	①建設業務費について、前払を認めます。事業契約書（案）第32条及び別紙4に追記します。 ②区分毎の上限金額及び各年度毎の上限金額はありません。事業者の提案に応じて支払限度額を設定し、限度額内において支払います。
151	別紙4 施設整備費等の支払方法	42		2	(2)			「請求を受けた日から以内に」とありますが、何日以内の支払いになるかご教示ください。	市は、請求を受けた日から、建設業務費は40日以内、その他費用は30日以内（建設業務費とあわせて請求する場合は40日以内）に支払います。事業契約書（案）別紙4を修正します。
152	別紙4 施設整備費等の支払方法	42		2	(2)			「建設業務に係る消費税については、建設業務費の支払時に支払う」とありますが、年度出来形を請求する場合は、当該出来形に係る消費税も同時に支払われるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
153	別紙5 施設整備費等の改定方法	43		1	(1)	イウ		単品スライド、インプレスライドの「神戸市の運用マニュアル」とは、兵庫県電子入札共同運営システム上のファイルを指していますでしょうか。HP上の資料には、案とか暫定版と記載されていますが、これに準じるという理解でよろしいでしょうか。上記が最新版でない場合は、最新版をご教示下さい。	「神戸市の運用マニュアル」は兵庫県電子入札共同運用システム「e-ひょうご」上のマニュアルを指すものとします。現時点でシステム上で確認できる版を最新版とします。

事業契約書（案）に関する質問への回答

No	タイトル	記載箇所						質問	回答
		頁	条	項	号	記	数		
154	別紙5 施設整備費等の改定方法	43		1	(1)	ア		枠内に記載の「Index0」については、「着工日の属する月の指数」とありますが、「契約締結日から12ヶ月を経過し、引渡し2ヶ月前までの期間で事業者が実際に請求した日の属する月の指数」が正しいとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。事業契約書（案）別紙5を修正します。
155	別紙8 構成員誓約書の様式	48		2	(2)			事業者がSPCでは無い場合、資金調達協力業務については、適用除外されるとの認識でよろしいでしょうか。	事業者がSPCを組成せず、また資金調達を行わない場合には、適用は除外します。
156	別紙8 構成員誓約書の様式	48 49		2	(4)	① ②		適用される事業契約第40条には本条項の内容が記載されていませんので、正しい適用条項をご教示頂けますでしょうか。	第38条が正となります。事業契約書（案）別紙8を修正します。
157	別紙9 保険	50						正しい適用条項をご教示頂けますでしょうか。	第51条が正となります。事業契約書（案）別紙9を修正します。
158	別紙9 保険	50		1	(1)			建設工事保険の保険金額は、「建設業務費（消費税及び地方消費税の額を含む。）」とありますが、建設工事保険の保険対象に解体工事費を含めることができないため、保険金額は、建設業務費（解体工事費を除き、消費税及び地方消費税の額を含む。）との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
159	JVの複数組成について							事業契約書の締結相手としては単独JVが想定されていますが、JVを複数組成すること（設計JVと建設JVを分けることを想定）は可能でしょうか。	市は契約を2者契約とすることを想定しており、JVの場合は、単独JVのみ認めます。
160	契約書中の条文番号について							全体的に、事業契約書中の引用条文にかなりの誤記があり、誤記・ずれのためによく意味がわからない条文もございます。再度、全体的に内容等をご確認いただき、必要な訂正をした上で再公表をお願いいたします。	事業契約書（案）を修正の上、公表します。
161	契約書中の条文番号について							一部条文・別紙において、適用条文が第[○]条と記載されている条文について、記載の数字と条文の整合性が取れないように見受けられますので、修正した案をご提示頂けますでしょうか。	事業契約書（案）を修正の上、公表します。

事業契約書（案）に関する質問への回答

No	タイトル	記載箇所						質問	回答
		頁	条	項	号	記	数		
162	リスク分担表について							2024年4月26日公示の実施方針書に記載されていたリスク分担表の再掲がありませんが、変更は無いとの理解でよいでしょうか。	実施方針において提示したリスク分担に応じて、事業契約書（案）を作成しています。そのため、実施方針のリスク分担表は本事業の契約を構成せず、参考扱いとします。 なお、実施方針におけるリスク分担表（既存施設営業リスク及び動物への影響等リスク）に基づき、事業契約書（案）第50条第2項を追記します。